

岐阜県中小企業団体中央会表彰規程に基づく表彰基準の抜粋

【組合功労者】

組合功労者表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。

- ① 組合制度の普及と組合育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
- ② 組合の**現役員**であること
- ③ 役員として**10年以上**組合の経営又は組合活動の経歴を有する者であること
- ④ 組合員の信頼が厚く、人格、識見がともに優れている者であること

上位表彰を受けた者はこれを除く。

【組合優良職員】

組合優良職員表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。

- ① 組合業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
- ② **10年以上**の勤続者であること
- ③ 責任感が旺盛であり、人格、識見がともに優れている者であること

上位表彰を受けた者はこれを除く。

【優良組合青年部】

優良組合青年部表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。

- ① 組合の組織に位置づけられた青年部としてその運営が特に優良と認められ、他の範とするにたるものであること
- ② 組合青年部成立後**3年以上**を経過していること
- ③ 事業が健全に運営され、組合事業への貢献が大であること
- ④ 役員の熱意、識見、力量に信頼たるものであること

上位表彰を受けた者はこれを除く。

【組合青年部役員功労者】

組合青年部役員功労者表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。

- ① 組合青年部の育成強化と組合の事業推進に貢献し、その功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
- ② 組合青年部の**現役員**であること
- ③ **組合青年部に5年以上在籍し、その役員として2年以上**の経歴を有する者であること
- ④ 責任感が旺盛であり、人格、識見がともに優れている者であること

【優良組合女性部】

優良組合女性部表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。

- ① 組合の組織に位置づけられた女性部としてその運営が特に優良と認められ、他の範とするにたるものであること
- ② 組合女性部成立後 **3年以上**を経過していること
- ③ 事業が健全に運営され、組合事業への貢献が大であること
- ④ 役員の熱意、識見、力量に信頼たるものであること

上位表彰を受けた者はこれを除く。

【組合女性部役員功労者】

組合女性部役員功労者表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。

- ① 組合女性部の育成強化と組合の事業推進に貢献し、その功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
- ② 組合女性部の**現役員**であること
- ③ **組合女性部に5年以上在籍し、その役員として2年以上**の経歴を有する者であること
- ④ 責任感が旺盛であり、人格、識見がともに優れている者であること

上位表彰とは、過去、組合法施行・団体会法施行、中小企業基本法記念式典及び中央会創立記念式典等において、大臣及び中小企業庁長官表彰、中部経済産業局長表彰、岐阜県知事表彰を受賞された者を言う。